



平成21年度保険料納額告知書を送

— 定額分の保険料賦課額は前年度同額 —

後期高齢者支援金等負担額1人月額2,490円

介護保険負担額1人月額2,880円

本年4月1日付けで「平成21年度保険料納額告知書」を組合員各位に発送しております。

すでにお手元に届いていることと思いますが、この納額告知書は今後1年間の暫定保険料支払額の目安となるもので、10月に「保険料所得割賦課額決定通知書」を送ります。

一般被保険者にかかわる保険料は、平成20年度から新たに加わった「後期高齢者支援金等賦課額」と従来からの「介護納付金賦課額」を除き定額分の保険料賦課の総額は、前年度と変わりありません。

なお、平成21年度の被保険者の「後期高齢者支援金等賦課額」の保険料は、1人月額2,490円となっています。

40歳以上65歳未満の被保険者（介護保険法による「第2号被保険者」）の「介護納付金賦課額」の保険料は、1人月額2,880円となっています。

* 定額分の保険料賦課額

- 第1種・第2種組合員<75歳未満の組合員>
 平等割賦課額(19,320円)＋後期高齢者支援金等賦課額(29,880円)＝**年額49,200円(前年度同額)**
- 第3種組合員<後期高齢者：75歳以上の組合員>
 平等割賦課額＝**年額19,320円(月額1,610円)**
- 家族・准組合員(従業員)<75歳未満の被保険者>
 均等割賦課額(30,120円)＋後期高齢者支援金等賦課額(29,880円)＝**年額60,000円(前年度同額)**

※ 保険料賦課額の計算方法

1年間の保険料は組合員(世帯)ごとの平等割賦課額、組合員の所得に応じた所得割賦課額、家族・准組合員(従業員)数に応じた均等割賦課額の3つの医療分保険料に、後期高齢者支援金等賦課額と介護納付金賦課額の保険料分を加えて算出します。

なお、当組合の保険料賦課額の詳細については、別表の「平成21年度保険料賦課額算出等の概要」をご参照ください。

※ 保険料所得割賦課額は暫定賦課

保険料の所得割賦課額は前年中総所得金額を基礎に算定します。しかし、組合では4月1日の時点ではこの前年中の「総所得金額」は把握できません。

そこで、前年中の「総所得金額」がわかるまでの期間(4月～9月)は平成19年中の「総所得金額」を基礎にして仮賦課をしております。このことを暫定賦課といっております。

10月には平成20年中の「総所得金額」を基礎に算定し、所得割賦課額の確定賦課を行い既納保険料と精算いたします。

道医師国保組合お知らせ

被保険者の異動は必ず14日以内に届け出を

次のような被保険者の異動のときは、国民健康保険法および組規約によって事実のあった日から14日以内に届け出ることが定められております。

届け出が遅れますと保険料の調整(増減)および保険給付等に影響しますので、お早めに届け出をお願いいたします。

記

◎資格取得(加入)＝出生、転入、社会保険離脱、准組合員(従業員)の雇用

【住民票(写し可)を添付】

◎資格喪失＝死亡、転出、社会保険加入、准組合員(従業員)の退職

【被保険者証を添付】

※届け出用紙の備付＝各支部(所属の都市医師会および医育機関医師会事務局)または、本組合ホームページからも入手できます。

組合ホームページアドレス <http://www.hokkaido.med.or.jp/kokuho/>

※届け出用紙の提出先＝各支部(所属の都市医師会および医育機関医師会事務局)です。

北海道医師国民健康保険組合

〒060-0042 札幌市中央区大通西6丁目 北海道医師会館 6階
 TEL 011-271-7471 FAX 011-241-6414

(別表)

平成21年度保険料賦課額算出等の概要

北海道医師国民健康保険組合

(金額単位；円)

保険料の賦課額区分	第1種・第2種組合員 〔第2種＝医育機関医師会会員〕 ＜75歳未満の組合員＞	第3種組合員 〔後期高齢者〕 ＜75歳以上の組合員＞	組合員以外 〔家族・准組合員(従業員)〕 ＜75歳未満の被保険者＞
(1)平等割賦課額 〔第1種・2種・3種組合員: 1人につき〕	(年額) 19,320 (月額) 1,610 * 49,200円 - (4)後期高齢者支援金等賦課額29,880円 = (年額)19,320円	(年額) 19,320 (月額) 1,610	—
(2)所得割賦課額 〔第1種・2種組合員:1人 につき〕	前年中の総所得金額× (料率) 14/1,000 * 第2種組合員加算額 (年額) 60,000 * 所得割賦課限度額 (年額) 520,000	—	—
(3)均等割賦課額 〔家族・准組合員(従業員):1人につき〕	—	—	(年額) 30,120 (月額) 2,510 * 60,000円 - (4)後期高齢者支援金等賦課額29,880円 = (年額)30,120円
(4)後期高齢者支援金等賦課額 〔被保険者全員:1人につき〕 (高齢者医療制度の支援金等負担額関係)	(年額) 29,880 (月額) 2,490 * 後期高齢者支援金等の合計額(毎年度の官報公示額)に100分の69を乗じて得た額	—	(年額) 29,880 (月額) 2,490 * 後期高齢者支援金等の合計額(毎年度の官報公示額)に100分の69を乗じて得た額
(5)介護納付金賦課額 〔40歳以上65歳未満の被保険者:1人につき〕	(年額) 34,560 (月額) 2,880 * 介護納付金の額(毎年度の官報公示額)に100分の69を乗じて得た額	—	(年額) 34,560 (月額) 2,880 * 介護納付金の額(毎年度の官報公示額)に100分の69を乗じて得た額

(備考)

1. 第3種組合員(75歳以上の後期高齢者)の保険料は、平等割賦課額のみとし、所得割賦課額および後期高齢者支援金等賦課額については、第3種組合員に該当することとなった日の属する月から賦課しないこととなります。

2. 後期高齢者支援金等賦課額

【規約第25条第1項(4)……抜粋】

(4)後期高齢者支援金等賦課額
高齢者医療確保法第120条に規定する概算後期高齢者支援金及び同法附則第8条に規定する病床転換支援金の合計額に100分の69を乗じて得た額

※平成21年度後期高齢者支援金(年額)が 43,323円、病床転換支援金(年額)34円77銭〔平成21年3月31日付：官報厚生労働省告示第213号の公示額〕と確定したため、後期高齢者支援金等賦課額は(月額)2,490円となります。

* (後期高齢者支援金 43,323円 + 病床転換支援金 34円77銭 = 43,357円77銭) × 0.69 ÷ 12 ヶ月 = 2,490円 (10円未満の端数は、切り捨て)

3. 介護納付金賦課額

【規約第25条第1項(5)……抜粋】

(5)介護納付金賦課額
被保険者が介護保険法(平成9年法律第123号)第9条第2号に規定する第2号被保険者(以下「介護納付金賦課被保険者」という。)であるときは、同法の規定に基づいて算定された介護納付金の額に100分の69を乗じて得た額

※平成21年度介護納付金(年額)が 50,246円〔平成21年2月12日付：官報厚生労働省告示第30号の公示額〕と確定したため、介護納付金賦課額は(月額)2,880円となります。

* (介護納付金 50,246円) × 0.69 ÷ 12 ヶ月 = 2,880円 (10円未満の端数は、切り捨て)

人間ドック等健康診査利用のご案内

健康診査で年に一度は健康チェックを！

－特定健康診査を受診しましょう－

北海道医師国民健康保険組合

保健事業の一環として実施しております健康診査について、「入院人間ドック」「簡易人間ドック」に平成20年度より40歳から74歳までの方を対象とした「特定健康診査」が加わりました。

対象の方には健康診査を受診される際に、必ず特定健康診査項目の受診をお願いいたします。

1. 健康診査の種類

- (1) 入院人間ドック (1泊2日以上)
- (2) 簡易人間ドック (1日または半日を含む)
- (3) 特定健康診査

2. 利用者の範囲

本組合に加入している被保険者（社会保険、市町村国保などに加入の方は対象となりません）

3. 利用する医療機関

- (1) 入院人間ドック 入院人間ドックを常設している医療機関
 - (2) 簡易人間ドック 簡易人間ドックを実施している医療機関
 - (3) 特定健康診査 特定健康診査を実施している医療機関
- * (2)(3)の医療機関には自己の開設または勤務する医療機関を含みます。

4. 助成の回数

同一被保険者に対し、同一年度内に原則1回

(別の医療機関で別の検査項目を実施した場合は、限度額の範囲内であれば請求できます)

5. 助成金の額

- | | | |
|-------------|--|------------|
| (1) 入院人間ドック | 組合員 8万円 | 家族・従業員 3万円 |
| (2) 簡易人間ドック | 組合員 5万円 | 家族・従業員 3万円 |
| (3) 特定健康診査 | 基本健康診査は、7,460円、詳細健康診査は、貧血検査 900円、心電図検査 1,600円、眼底検査 1,200円を上限額とします。 | |

特定健康診査の費用は、(1)(2)に定める限度額に含めるものとします。

6. 助成金の請求

* 下記により組合に請求(郵送)してください。

- (1) 組合員が、助成金を請求するとき

「健康診査助成金請求書(組合員)」(様式第1号)

添付書類：検査項目の明細がわかる書類および領収書に加えて、特定健康診査結果表と質問票(自己の開設または勤務する医療機関で実施した場合は、領収書にかえて金額がわかる書類を添付して下さい)

(特定健康診査だけの受診の場合は、特定健康診査結果表と質問票、振込口座届出書)

- (2) 支部が一括して健康診査を実施し、助成金を請求するとき

「健康診査助成金交付請求書(支部)」(様式第2号)

添付書類：検査項目の明細および金額がわかる書類、特定健康診査結果表と質問票

- (3) 健康診査実施医療機関が、組合員の同意を得て助成金を請求するとき

「組合員の同意による健康診査助成金交付請求書」(様式第3号)

添付書類：検査項目の明細および金額がわかる書類、特定健康診査結果表と質問票

*平成21年度も『健康診査ガイドブック』を組合員の皆様にお送りいたしますので、請求書等の様式をご利用願います。

群を抜く情報量と高い信頼性。情報化時代に頼りになる医学大辞典の最新版

IGAKU-SHOIN'S MEDICAL DICTIONARY

医学書院 医学大辞典

総編集 伊藤正男・井村裕夫・高久史磨

第2版

総見出し語数10万余・解説項目数5万2000の圧倒的な情報量、高い信頼性を誇る本邦随一の医学大辞典、6年ぶりの改訂版。全ページカラー刷り・豊富な図版による見やすさはそのままに、コンパクトなA5判への変更、読み仮名の併記、使用頻度に応じた見出し語と解説の再編成などを行い、ユーザビリティを大幅に改善。全項目を再度見直しアップデートするとともに、1万語以上の見出し語を追加。さらに「癌幹細胞」「肺動脈性肺高血圧症(PAH)」「軽度認知障害(MCI)」など最近の重要用語を中心に約1000の解説項目を新たに加え、検索機能をいっそう充実させた。



●A5(上製) 頁3600 2009年 定価18,900円(本体18,000円+税5%) [ISBN978-4-260-00582-1]

「定評の内科学書」待望の第9版は「上製版」と「縮刷版」の2種類で発行!

新臨床内科学

第9版

監修 高久史磨・尾形悦郎・黒川 清・矢崎義雄

30年以上にわたり定評と信頼を博してきた「新臨床内科学」の第9版は、大きな文字で見やすい上製版と、新たにA5サイズのハンディな縮刷版の2つのスタイルで発行。内科系疾患を完全網羅する圧倒的な情報量は改訂によってさらに充実。また第一線の専門医による執筆は最新の知見を反映していることも圧巻。オールカラーの図解を豊富に配した“見てわかる”信頼の内科学書を座右の書に。



●B5(上製版) 頁1920 2009年 定価23,100円(本体22,000円+税5%) [ISBN978-4-260-00305-6]

●A5(縮刷版) 頁1920 2009年 定価18,900円(本体18,000円+税5%) [ISBN978-4-260-00306-3]



医学書院

〒113-8719 東京都文京区本郷1-28-23 [販売部] TEL: 03-3817-5657 FAX: 03-3815-7804
E-mail: sd@igaku-shoin.co.jp http://www.igaku-shoin.co.jp 振替: 00170-9-96693

消費税率変更の場合、上記定価は税率の差額分変更になります。